

# 建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき保健所長が行う建築確認申請時 審査及び指導に係る事務手続基準

## 1 目 的

この基準は、建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物に係る建築確認申請時における審査及び指導を円滑に行うため、手続その他必要な事項を定める。

## 2 定 義

町田市保健所長（以下「保健所長」という。）が、建築基準法第93条第5項に基づき建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）からの通知を受けた時に行う「審査及び指導」とは、当該建築物がビル衛生管理法に基づく特定建築物に該当するか否かを判断するとともに、当該建築物の計画に関して、建築確認申請者（以下「申請者」という。）に対し、建築物における衛生的環境を確保する見地から行う審査及び指導をいう。

## 3 事務手続

建築主事等から建築基準法第93条第5項に基づく通知を受けた保健所長は、次のとおり事務手続を行う。

### (1) 該当適否審査

当該建築物がビル衛生管理法第2条第1項に規定する特定建築物に該当するか否か審査を行う。

### (2) ビル衛生管理法に係る審査及び指導

(1)により特定建築物に該当する、又は該当する可能性があると判断した時は、別に定める「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導基準」に基づき、審査及び指導を行う。

### (3) 改善指導

審査の結果、改善を必要とする事項があった場合には、その項目別に「建築確認申請時審査指導事項」により申請者に示し、当該指導事項に係る措置について、「回答書」の提出を求める。

### (4) 意見書の送付

審査及び指導を終了後、建築基準法第93条第6項に基づき、建築主事等に対して「通知・意見書」を作成し送付する。

## 附 則

この基準は、2011年4月1日から適用する。